

不当解雇は認められない

第一回公判で小柳原告団長が意見陳述

解雇無効確認
等請求訴訟

私は、中学校卒業後三池炭鉱に採用され、三年間の教育を受けたあと十八歳で炭鉱労働者となり、三十九年間坑内で働いてきました。そして、ようやく来年一月末に定年退職を迎える予定になっていました。ところが、会社(三井石炭炭鉱株式会社)は生産縮小と経営不振を理由にして、年齢が五十四歳であるにもかかわらず六月二十九日付けで強制的に解雇しました。

長い間まじめに働いてきて、定年退職が近づいてきまして、ともかく無事に定年退職を迎えたいという気持ちになります。それは、炭鉱での災害があまりにも多いからです。多くの労働者が坑内で命を失いました。また、膨大な数の負傷者を出しています。そのために、たくさんの家族の不幸と暗い生活を見てきました。最も大きな災害は、昭和三十八年の三井炭の炭塵爆発でした。また、四年前の有明炭の坑内火災でした。この災害だけで五百四十一人の炭鉱労働者が死亡しました。辛うじて命をとりとめたものの、一酸化炭素ガスが発生して八百人以上がガス中毒で患者になりました。現在でも、その後遺症で数十人が入院生活を余儀なくされています。職場に復帰した人もその後遺症をひきずっています。今回解雇された二十四人の中に、四人のCO患者がいます。このような人まで解雇する会社は、あまりにも非情冷酷であり、まったく不当な解雇だといわなければなりません。

定年退職が近づくと、定年退職後の生活設計を立てるのが普通です。無事に定年退職を迎えるという前提で、給料や期末手当の計算をします。それは、退職金や雇用保険、厚生年金に關係し、定年退職後の生活に大きな影響を与えるからです。しかし、今回の解雇で、この計画は大きく狂ってしまいました。私たちの生活は、数年前から厳しくなっていました。経営不振を理由に、毎年の賃上げも話にもならない低額でした。期末手当も従来の約六割程度でした。退職金も二五、六年はほとんど据え置きまわす。定年退職を前にして、他の産業に比べて非常に低い

私たちに解雇される理由は何もありません。ただ定年退職前の五十四歳、または五十三歳であっただけです。私たちが解雇される理由は何もありません。ただ定年退職前の五十四歳、または五十三歳であっただけです。

労働条件に耐えながら頑張ってきたので、解雇されてから、早くも三カ月が過ぎました。失業したわけですから雇用保険に頼る生活ですが、私の場合月に十万円ぐらいです。この中から県・市・民税、健康保険料、国民年金など支出合計は四万円から五万円近くになります。これは生活できませんので、当然退職金から補うことになりました。退職金から補うことになりました。食いつぶすという結果になるわけです。それでも私の場合はまだいい方で、現行制度でいきますと来年二月から厚生年金が支給されます。月額で十四万円ぐらいにはなるだろうと思います。

人並みの生活をするためには、職をさがし再就職しなければなりません。大牟田市や荒尾市では求人も少なく、昨年から炭鉱だけで二十人以上が離職して失業者が増えています。特に中・高年齢者の再就職は非常に難しく、困難です。昨年離職した人でさえ、再就職できたのは三割にも満たず、それも会社の就職斡旋ではなく、自己開拓がほとんどだと聞いています。このように、会社は、私たちの定年退職までの生活と、定年退職後の生活設計に大きな支障と損害を与えました。

企業努力で解雇回避を

炭鉱労働者には就職促進手当、俗にいう「黒い手帳」による手当が支給されますが、これも雇用保険以下の低額であり、期間も雇用保険を含めて三年間です。この石炭年金については、解雇

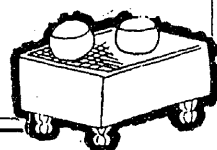
者全員が失ったわけですが、彼の場合、家のローンで退職金の大半はなくなってしまう、退職期の娘さんにもいます。厚生年金は六十歳からの支給ですから、これからの五年間をどう生活していくかが大きな難問となっています。彼は「将来が不安だ」と、訴えています。炭鉱労働者には就職促進手当、俗にいう「黒い手帳」による手当が支給されますが、これも雇用保険以下の低額であり、期間も雇用保険を含めて三年間です。この石炭年金については、解雇

私たちが、このような政策で、それに迎合して閉山や縮小合理化を進め、労働者を不当に解雇することを認めることはできません。以上、申し上げましたような立場から、やむにやまれず、解雇無効と失った賃金を請求して提訴いたしました。

私たちの立場と気持ちを、十分に酌んでいただけて正当な判決を下していただくと、心からお願いたします。

昭和六十三年十月五日
原告代表 小柳康治

囲碁愛好会 秋の囲碁大会



三池炭組囲碁愛好会では、秋の囲碁大会を開催します。

会員および愛好者の参加を呼びかけており、昼食と賞品が準備されています。

とき 10月23日(日) 午前9時
ところ 組合会議室

大会宣言

本大会は、きびしい合理化の裁断闘争であり、あくまで反対闘争を経て開かれた。いま、政府・自民党は、産業構造調整の名のもとに、石炭産業をはじめ不況産業を徹底的に切り捨てる政策を強引に推進している。その政策の試金石としての第八次石炭政策は、国内炭の総撤退を前提とする「ならぬかな閉山・縮小」をうたい、容赦のない閉山・合理化攻撃を加えられ、石炭産業と産炭地は未曾有の危機にさらされている。

三池においては、三百万トン体制への生産縮小によって、希望退職と五十五歳定年制を前倒しする基準解雇が進行された。われわれは、誤った石炭政策に迎合し、労働者にだけ犠牲を強要する三井資本の首切り合理化は断じて認められないとの立場から、全力をあげてたたかたがこれを阻止することはできなかった。しかし、このたたかいは継続として、強制的に解雇された二十四人全員が解雇無効と損害賠償を請求して提訴し、十二月末に解雇される七人もこれに合流してたたかう。

このたたかいは、石炭政策の転換を政府に要求し、雇用と地域対策を放棄した三井資本の社会的・道義的責任を追及するとともに、予測される今後の合理化を阻止するため

割れだとして三〇以上の値上げを主張していた。従来から「日本側の安値買いだき」という見方もあったが、今回の値上げは、六・二五ドル(トン当たり・船積み価格)で換算すると八百円以上となる。電力一般炭の豪州からの前年度輸入量は四百七十二万トンで、輸入炭の中ではトップである。

豪州炭値上げ
今年度の電力向け豪州一般炭の価格が前年度比二〇以上の値上げという日本側の「大幅譲歩」で決着した。

豪州炭は、現行価格では原価

割れだとして三〇以上の値上げを主張していた。従来から「日本側の安値買いだき」という見方もあったが、今回の値上げは、六・二五ドル(トン当たり・船積み価格)で換算すると八百円以上となる。電力一般炭の豪州からの前年度輸入量は四百七十二万トンで、輸入炭の中ではトップである。